

# 狂犬病予防注射の制度が **R9年3月2日から** 変わります!!

～ 狂犬病予防法施行規則が改正されることにより、これまでの制度が次のように変わります。～

## 狂犬病予防注射の時期が「通年」になります。

これまでは「4～6月に狂犬病予防注射を受けること」とされていましたが、令和9年3月2日からは「1年を通して」注射ができるようになります（1年に1回の接種が義務であることに変更はありません）。

## 注射済票の交付年度が、注射日の年度と同じ年度になります。

これまでは「3月2日から同月31日までの間に予防接種を行った場合に翌年度の注射済票を交付する。」とされていましたが、令和9年3月2日からは、注射日の年度と同じ年度の注射済票の交付になります。



(2027年)  
令和9年3月2日から同月31日の間に狂犬病予防注射をお考えの方はご注意ください!

R9/3/2～R9/3/31に接種した場合は、**R8年度の注射済票の発行になります。**

接種日  
R8/3/2  
(2026年)

R9/3/2  
(2027年)

R9/4/1  
(2027年)

R10/4/1  
(2028年)

R8年度 注射済票 (赤色)

R9/3/31  
まで

R9年度 注射済票 (青色)

R10/3/31  
まで

【HP】大田区

